

【紙申請】取引士の変更登録申請

提出書類及び注意事項

・提出方法

提出窓口	県庁建築住宅課又は各振興局建設部
提出部数	正本1通
備考	書類の控えが必要な場合は、部数に副本1通を加算。（窓口で受付印を押印して返却します。）郵送の場合は返信用封筒を同封。

・チェックリスト

必要書類等	提出書類	確認事項等
1 氏名の変更	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ・宅地建物取引士証書換え交付申請書（取引士証の交付を受けている場合のみ）	1. △戸籍抄本 2. △住民票（旧姓を併記する場合のみ） * マイナンバーの記載がなく、旧氏欄に旧姓の記載があるもの。 * 住民票に旧姓併記するには手続きが必要です。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。 3. ○顔写真1枚（取引士証の交付を受けている場合のみ） * カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。 4. ○返信用封筒（取引士証送付用。書留分の切手貼付のこと。）
2 住所の変更	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ・宅地建物取引士証書換え交付申請書（取引士証の交付を受けている場合のみ）	1. △住民票 * 住基ネット利用の場合は、添付不要。この場合、申請書右上に「住基ネット利用」と明記する。 2. ○宅地建物取引士証（取引士証の交付を受けている場合のみ。裏書のため。） * 裏書きができない場合は、新たに交付するため、○顔写真1枚添付。カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。サイズは、縦3.0cm×横2.4cm。 3. ○返信用封筒（取引士証送付用。書留分の切手貼付のこと。） ※県庁建築住宅課に来庁して申請する場合は不要
3 本籍の変更	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	△戸籍抄本（本籍の変更が確認できるもの。）
4 勤務先の変更（商号変更及び免許換えを含む）	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	添付書類不要。
委任状		代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類		代理人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のもの。

注2 変更登録申請の必要が生じた場合は遅滞なく届け出てください。

各書面の符号の意味△＝官公庁の証明○＝手元保管又は各自作成

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624